

# 滋賀県流域治水推進審議会

## 第2回 重点地区における取組のあり方検討部会

1

令和3年2月18日（木）10時～

Web会議 & 滋賀県危機管理センター災害対策室10

## 次第

- ▶ 1. 第1回部会開催状況と第2回部会の進め方
- ▶ 2. 災害危険区域における自己業務用開発の取扱について
- ▶ 3. 当部会の「提言」とりまとめに関する協議
- ▶ 4. これまで委員からいただいた意見に対する対応方針
- ▶ 5. 今後の予定

# 1. 第1回部会開催状況と本日の進め方について

## ■ 第1回重点地区における取組のあり方検討部会の開催状況

【開催日時】 令和2年10月1日(木)10時から

【出席委員】 上田委員、植平委員、北井委員、小浦委員、多々納委員（部会長）、山下委員

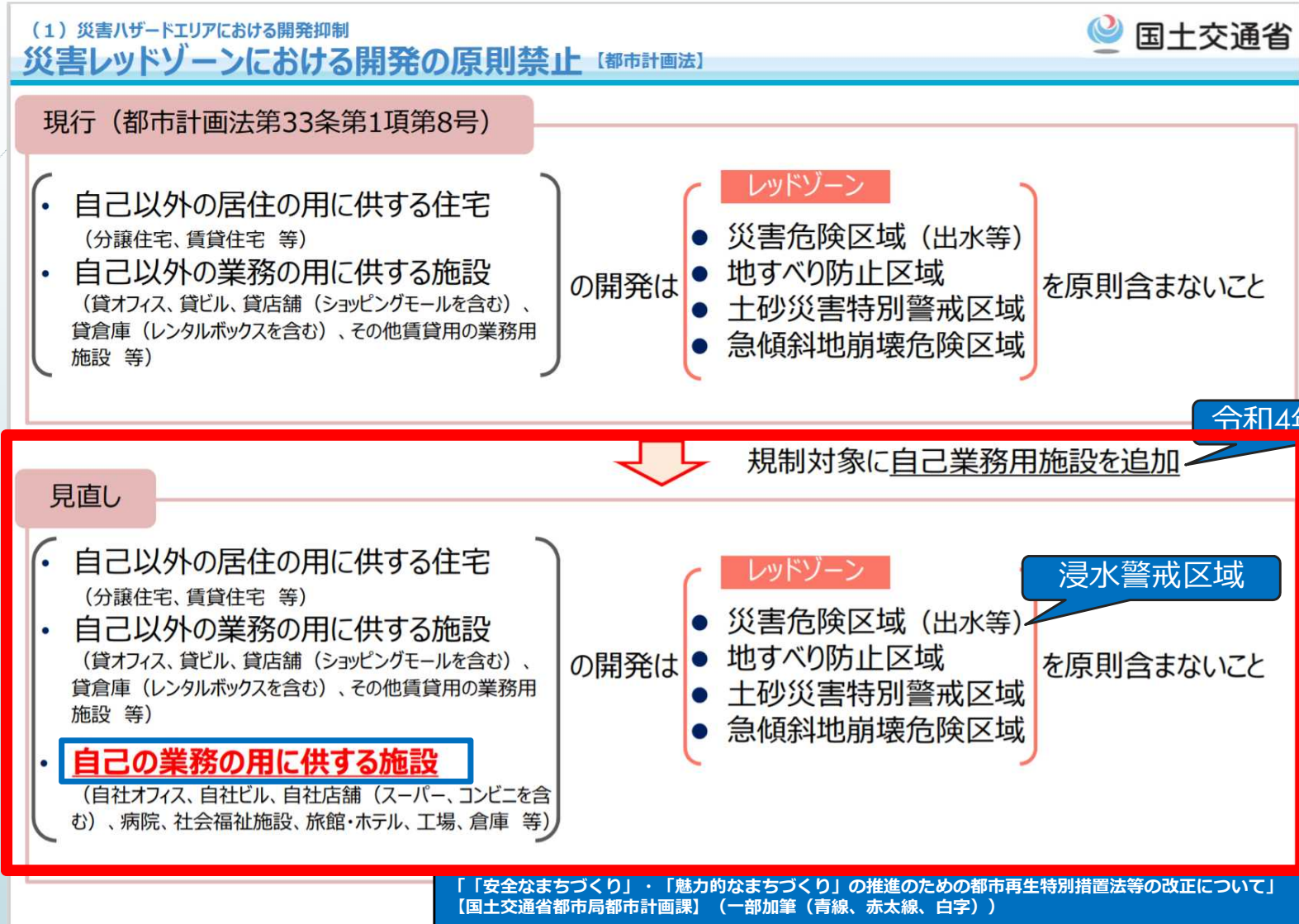
【内容】

1. 浸水警戒区域の指定について
2. 地域の「合意形成」に対する経緯と県の考え方
3. 浸水警戒区域指定の課題と問題点
4. 重点地区において安全な住まい方を早期に実現するための提案

## ■ 第2回部会の進め方

1. 第1回部会での議論を踏まえ、当部会の「提言」のとりまとめについて議論いただく。
2. いただいた提言を踏まえた取組案を策定するにあたり、これまで委員からいただいたご意見に対する県の対応方針についてご議論いただく。

## 2. 災害危険区域における自己業務用開発の取扱いについて



## 2. 災害危険区域における自己業務用開発の取扱いについて

【第1回部会で山下委員から依頼のあった確認事項】  
災害危険区域において自己業務用の開発が制限されるが、ただし書等に記載された例外的な取り扱いはないのか。

### ◆都市計画法（施行後）

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

八 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域（次条第八号の二において「災害危険区域等」という。）その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

# 2. 災害危険区域における自己業務用開発の取扱いについて

都市計画法第33条第1項第8号の運用について（技術的助言） H31.3.19付け【国土交通省都市計画課長】

法第33条第1項第8号ただし書に規定する「開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるとき」とは、対策工事等により同号に規定する区域が解除される見込みがある場合を想定しているものであること。

対策工事等により同号に規定する区域（＝災害危険区域＝浸水警戒区域）が解除される見込みがある場合は、ただし書を適用して自己居住用以外の開発も許可できる。

## 法第33条第1項第8号ただし書許可について

国土交通省

- 都市計画法第33条第1項第8号ただし書の適用により許可しうるものについて、国において例示をまとめ、通知の発出を予定。

### ただし書許可の例示

- ① 建物・施設の構造、地盤の高さ等について、安全上の対策が講じられている場合
- ② 避難経路、避難場所等により、建物・施設の利用者の安全な避難が可能である場合
- ③ 開発区域の一部に災害危険区域等が含まれる場合にあっては、当該危険区域等に建物・施設を建設せず、立ち入り禁止等の措置を講じている場合
- ④ 人の出入りが想定されない倉庫、個人の小規模作業場等
- ⑤ そのほか、開発区域及び周辺の地域の状況等により支障がないと判断する場合

滋賀県での具体的な適用基準については、流域治水条例との整合も踏まえ、開発部局において検討中。

浸水警戒区域では、住居の用に供する建築物等において、想定水位上に避難空間を確保することを求めている。

浸水警戒区域では、住居や社会福祉施設等の用に供する建築物に対して建築を制限している。

「自然災害の頻発・激甚化を踏まえた開発許可制度の見直しについて」(R2.6)  
【国土交通省都市局都市計画課】（一部加筆（赤線））

### 3. 当部会の「提言」とりまとめに関する協議



## 4. これまで委員からいただいた意見に対する対応方針【提案1】

### 第1回部会提案内容

#### 【提案1-1】 地区をグループ分けし効率的に取組を実施

グループ	グループの特徴	迅速化に向けた取組内容
A	・令和2年度までに区域指定予定	これまでどおりの指定手続きを進める
B	・区域内に既存住宅あるか、開発の可能性ある ・家屋ごとに安全な住まい方を実現できる(宅地嵩上げ)	【手法②】により効率的に取組を進め、指定後も必要に応じ取組を継続実施。
C	・区域内に既存住宅が多数ある ・区域全体で想定浸水深が深く、避難場所整備等の実施でないと、安全な住まい方が実現できない	市や地元と調整を重ね、 <u>地区全体で避難場所整備を含めた避難計画を取りまとめた後</u> 、浸水警戒区域を指定する。
D	・河川整備等で区域が縮小し、既存住宅が対象から外れた	当面そなえる対策のみを実施する。

#### 【委員からいただいた意見】

- ①グループBとCの住宅の建ち方など、場所の特性をもっと詳細に記載した方がよい。
- ②グループCは、区域指定の時期を議論していく必要がある。
- ③グループCは、別のプロジェクトを立ち上げて進めた方がよい。
- ④グループCは、治水安全度の向上とあわせて安全な住まい方も検討していくことを記載した方がよい。



## 4. これまで委員からいただいた意見に対する対応方針【提案1】

### 【委員からいただいた意見】

- ①グループBとCの住宅の建ち方など、場所の特性をもっと詳細に記載した方がよい。



### ■対応内容

- ・グループBとCの場所の特性がより明確になるような特徴を追記。
- ・特徴と取組内容が混在した記載になっていたので、「地域の特徴」と「取組の進め方」に再整理。

### 修正案

グループ	地域の特徴	取組の進め方
A	・R2までに区域指定済か指定予定	これまでどおりの指定手続きを進める
B	・地区の一部が浸水警戒区域対象地 ・住宅間の距離が離れている	家屋ごとに宅地嵩上げを進めることで安全な住まい方を実現。 取組手法を工夫することにより、指定までの取組の迅速化を目指す。
C	・地区の全部もしくはほとんどが浸水警戒区域対象地 ・住宅間の距離が非常に狭い	市町や地域住民と調整を重ね、浸水警戒区域内で利用できる避難場所整備事業の活用検討も行いつつ、避難場所整備等を含めたまちづくりで安全な住まい方を実現。 まちづくりの議論のため、プロジェクトの立ち上げや協議会の設置など、自治会の範囲を超えた取組により、浸水警戒区域の指定を目指す。
D	・河川整備による浸水リスクの軽減で、既存住宅が対象となる区域から外れた	避難計画の作成を実施する。

## 4. これまで委員からいただいた意見に対する対応方針【提案1】

### 【委員からいただいた意見】

- ②グループCは、区域指定の時期を議論していく必要がある。
- ③グループCは、別のプロジェクトを立ち上げて進めた方がよい。



### ■対応内容

- ・「取組の進め方」へ追記

### 修正案

<p>C</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地区の全部もしくはほとんどが浸水警戒区域対象地</li><li>・住宅間の距離が非常に狭い</li></ul>	<p>市町や地域住民と調整を重ね、<b>浸水警戒区域内で利用できる避難場所整備事業の活用検討</b>も行いつつ、<b>避難場所整備等を含めたまちづくりで安全な住まい方を実現。</b> <b>まちづくりの議論のため、プロジェクトの立ち上げや協議会の設置など、自治会の範囲を超えた取組</b>により、浸水警戒区域の指定を目指す。</p>
---	--

②「避難場所整備事業の活用検討」では、区域指定の時期を議論する必要がある。

③の意見の反映

### 【委員からいただいた意見】

- ④グループCは、治水安全度の向上とあわせて安全な住まい方も検討していくことを記載した方がよい。



### ■対応内容

- ・治水安全度の向上とあわせて安全な住まい方を検討することは、グループCだけでなく、他グループでも実施すべきであることから、すべての重点地区に関する事項として取り扱うこととします。

# 4. これまで委員からいただいた意見に対する対応方針【提案1】

## 第1回部会提案内容

### 【提案1-2】取組のスピードアップと指定後のフォローアップ

★住民全体WG  
●役員WG

自治会活動（住民の多数参加）のスケジュールにも配慮しながら、役員との取組やオープンハウス形式（複数地区合同での開催も検討）での説明会、ICTを活用した説明を増やすことで、全体の取組期間を短縮する。  
また、取組の内容については熟度を見直し、簡略化した取組については必要に応じ指定後も取組を継続することにより、成果を担保する。

標準的な取組内容		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
これまで	取組開始のための役員協議						
	そなえる	出前講座	★				
		図上訓練		★			
		まちあるき			★		
		避難計画の検討			★		
		避難カードの作成				★	
		避難訓練					★
	避難計画の見直し					★	
	水害に強い地域づくり計画説明会					★	
	とどめる	区域指定の自治会説明会					★
区域指定の個別説明(個別訪問説明、OH)						★	
見直し案	取組開始のための役員協議						
	そなえる	出前講座	★				
		図上訓練		★			
		まちあるき		●			
		避難計画の検討		●			
		避難カードの作成			★		
		避難訓練			★		
	避難計画の見直し				●		
	水害に強い地域づくり計画説明会				★		
	とどめる	区域指定の自治会説明会					★
区域指定の個別説明(合同OHやICTの利用)						■	

要請や熟度に応じ  
フォローアップを実施

## 4. これまで委員からいただいた意見に対する対応方針【提案1】

### 【委員からいただいた意見】

取組は削減するのではなく、実施期間の短縮が妥当ではないか。



### ■対応内容

- ・自治会全体での取組は減ることはありませんが、取組の削減は想定していません。「簡略化」が「取組の削減」と誤解される可能性があるため、一部説明文の削除と自治会全体への情報共有の配慮を明記します。
- ・取組手法の工夫内容については、具体的にわかるよう文字でも説明します。

### 修正案

自治会活動（住民の多数参加）のスケジュールにも配慮しながら、役員との取組やオープンハウス形式（複数地区合同での開催も検討）での説明会、ICTを活用した説明を増やすことで、全体の取組期間を短縮する。  
また、取組の内容については熟度を見直し、~~簡略化した取組については~~取組の状況が自治会全体に共有されるよう配慮し、必要に応じ指定後も取組を継続することにより、成果を担保する。

### 【取組手法の工夫について】

	これまで	見直し案
取り組み方	住民全体での取組のみ	内容により役員のみ取組も併用
浸水警戒区域の個別説明	主に個別訪問	個別訪問に加え、個別説明窓口の開設やICTを活用
とどめる対策の実施時期	取組の終盤に実施	取組の早期に着手
区域指定後のフォローアップ	時点修正を実施	時点修正＋必要に応じ取組を充実

# 4. これまで委員からいただいた意見に対する対応方針【提案1】

## 修正案

★住民全体WG →取り組み方に変更なし  
 ●役員WG →取り組み方を変更

標準的な取組内容		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
これまで	取組開始のための役員協議		■				
	そなえる	出前講座	★				
		図上訓練		★			
		まちあるき			★		
		避難計画の検討				★	
		避難カードの作成					★
		避難訓練					★
		避難計画の見直し					★
	水害に強い地域づくり計画説明会						★
	とどめる	区域内の家屋測量調査					★
		区域(素案)の作成				■	
		区域指定の自治会説明会					★
		区域指定の個別説明(個別訪問説明、OH)					■
	見直し案	取組開始のための役員協議		↓			
そなえる		出前講座	★				
		図上訓練		★			
		まちあるき		●			
		避難計画の検討		●			
		避難カードの作成			★		
		避難訓練				★	
		避難計画の見直し				●	
水害に強い地域づくり計画説明会						★	
とどめる		区域内の家屋調査		★			
		区域(素案)の作成		■			
		区域指定の自治会説明会				★	
		区域指定の個別説明(合同OHやICTの利用)					

## 4. これまで委員からいただいた意見に対する対応方針【提案2】

### 第1回部会提案内容

#### 【提案2】地域の「合意形成」手続きの手順を整理する

##### ★地域の「合意形成」手続き手順（案）★

1. 自治会単位の説明会、関係地権者全員を対象としたオープンハウス形式や個別訪問、水害に強い地域づくり協議会などで、説明を尽くし、説明を聞く機会や意見を言える機会を十分確保する。
2. 公告縦覧時に住民や利害関係者からの意見提出を受け付ける。
3. 市町長の意見を聴取する。
4. 滋賀県流域治水推進審議会において、提出された意見に対する県の考え方等を示し、地域の「合意形成」の状況を確認した上で、県の提案する浸水警戒区域の指定について意見を聴取する。

##### 【委員からいただいた意見】

- ① 反対意見が出たタイミングと内容を説明してほしい。
- ② 条例の手続きという正式な場だけで意見を聞くというのは強引だと感じる。
- ③ 水害に強い地域づくり計画を作る段階で、区域指定についてもっと説明すべきではないか。
- ④ プロセスの整理、およびそれを関係者間で共有し、進捗を確認していくことが肝要だと考える。

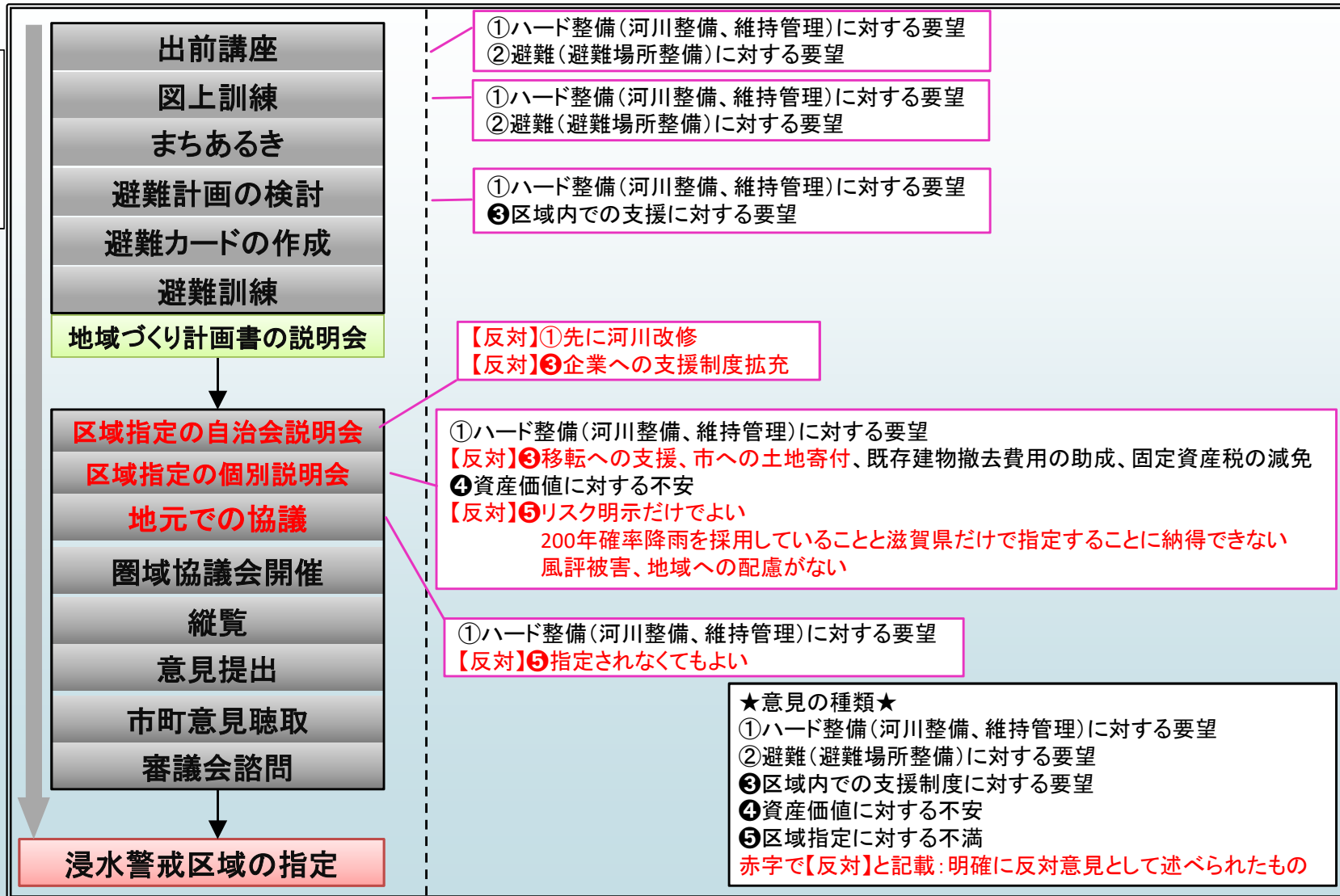


# 4. これまで委員からいただいた意見に対する対応方針【提案2】

**【委員からいただいた意見】**  
 ① 反対意見が出たタイミングと内容を説明してほしい。

**【まとめ】**

- 浸水警戒区域指定に対する明確な反対意見は、区域指定の説明会以降（自治会説明会、個人説明会、地元での協議）に出ています。
- 条例の手続きである縦覧時に、これまで反対意見の提出はありません。



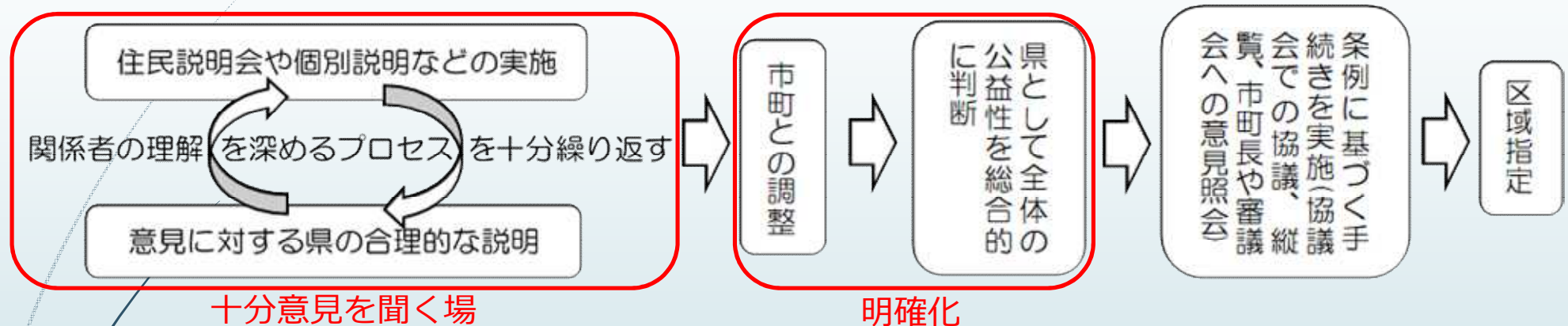


## 4. これまで委員からいただいた意見に対する対応方針【提案2】

### 【委員からいただいた意見】

②条例の手続きという正式な場だけで意見を聞くのは強引だと感じる。

### 【地域の合意形成の手順（案）】



### 修正案

### ★「地域の合意形成」の手順（案）★

1. 住民説明会や個別説明など、より多くの機会丁寧で丁寧に説明を行うとともに、意見に対して県の考え方をわかりやすく合理的に説明し、関係者の理解を深めていくといったプロセスを十分繰り返す。
2. 水害に強い地域づくり計画策定の必要性が認識されたり、理解を深めるプロセスが十分繰り返されたと認められるなどしたのち、条例上の手続きの開始について市町との調整を経て、県として全体の公益性を総合的に判断する。
3. 条例の手続きへの移行を判断した地区は、条例に基づく手続き（水害に強い地域づくり協議会での協議、縦覧、利害関係者からの意見提出、市町長や審議会への意見照会）を実施する。

## 4. これまで委員からいただいた意見に対する対応方針【提案2】

### 【委員からいただいた意見】

- ③水害に強い地域づくり計画を作る段階で、区域指定についてもっと説明すべきではないか。



### ■対応内容

現状でもほとんどの地区において、取組開始時に浸水警戒区域の指定についても併せて説明していますが、とどめる対策である区域内の家屋調査や浸水警戒区域（素案）の作成や提示は、取組の終盤に実施することが多かったため、取組の早期からとどめる対策についても着手し、区域指定に関する説明の機会を増やすこととします。

### 【委員からいただいた意見】

- ④プロセスの整理、およびそれを関係者間で共有し、進捗を確認していくことが肝要だと考える。



### ■対応内容

整理し明確化した「地域の合意形成」の手順については、市町や重点地区の住民など関係者とも共有し進捗を確認しながら、今後の取組を進めることとします。

## 4. これまで委員からいただいた意見に対する対応方針【提案3】

### 第1回部会提案内容

#### 【提案3】「安全な住まい方が特に必要なエリア」の公表

#### ★生命または身体に著しい被害を生じるおそれがあると予測される浸水エリアを公表



安全な住まい方が特に必要なエリアであることを速やかに周知するため、家屋水没が予測される浸水エリア（重点地区以外の既存家屋や開発の可能性がないエリアも含む）を公表する。関係者（地権者、不動産業者、市）に情報提供することで、安全な住まい方に対する検討や相談が必要であることを認識してもらうことができる。

#### 【委員からいただいた意見】

- ①公表時の関係者からの意見に対する県の考え方をまとめてほしい。
- ②「地域づくり」は個人の自助努力だけでは難しいので、市町や他部局も含め議論していくことが重要である。そのような方向性を盛り込んだ公表にしてほしい。
- ③なるべく解像度が高い情報として（地区名の明記なども含め）公表すべきである。

#### イメージ図

（市町ごとに整理して、区域を明確にし、地先名を記載する予定）

赤着色：200年確率降雨時に3m以上の浸水が予測されるエリア

## 4. これまで委員からいただいた意見に対する対応方針【提案3】

### 【委員からいただいた意見】

- ①公表時の関係者からの意見に対する県の考え方をまとめてほしい。
- ②「地域づくり」は個人の自助努力だけでは難しいので、市町や他部局も含め議論していくことが重要である。そのような方向性を盛り込んだ公表にしてほしい。

### 修正案

#### 予想される反応

#### 「安全な住まい方重点エリア」公表に対する県の考え方

- 不安をあおるので、公表しないでほしい。
- 滋賀県は水害リスクが高い県だと思われるのではないか。

平成26年の流域治水条例制定後も、浸水警戒区域対象地において家屋が新規に建築されています。

今回の「安全な住まい方重点エリア」の公表は、区域指定前の水害リスクが高いエリアにおいても、安全な住まい方を実践していただくことで、将来にわたって安心して滋賀県に住んでいただくためのものです。

また、水害リスクは全国どこでも存在している中、滋賀県において「安全な住まい方重点エリア」を公表することにより、水害リスクに対応した安全な住まい方を実践でき、より安心して住んでいただくことができます。

また、関係者（地権者、不動産業者、市町等）に情報提供することで、安全な住まい方や地域づくりに対する検討や相談が必要であることを認識していただくことができます。

なお、このリスク図は、すでに公表している家屋水没発生確率図を調製したものであり、新たな情報ではありませんが、毎年全国で水害が発生していることから、令和2年3月の「地先の安全度マップ」更新も踏まえ、家屋が水没する恐れがあるエリアを一層わかりやすく整理し、周知するものです。



## 4. これまで委員からいただいた意見に対する対応方針【提案3】

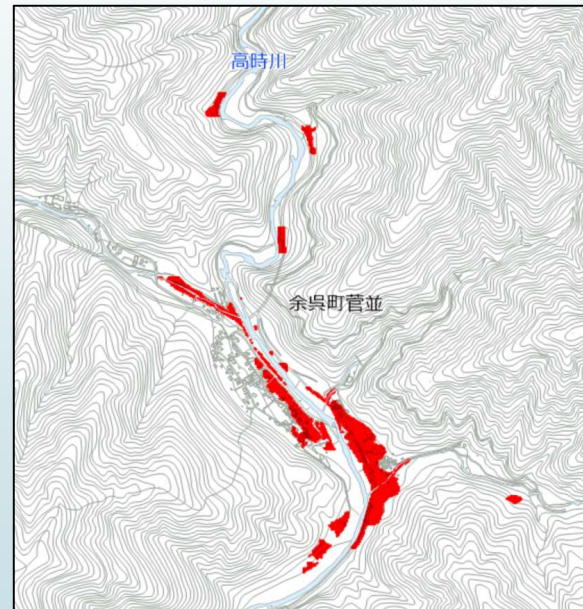
### 【委員からいただいた意見】

③なるべく解像度が高い情報として（地区名の明記なども含め）公表すべきである。

### ■対応内容

下のような形（詳細を確認できる解像度、地名の表記）での公表を予定。

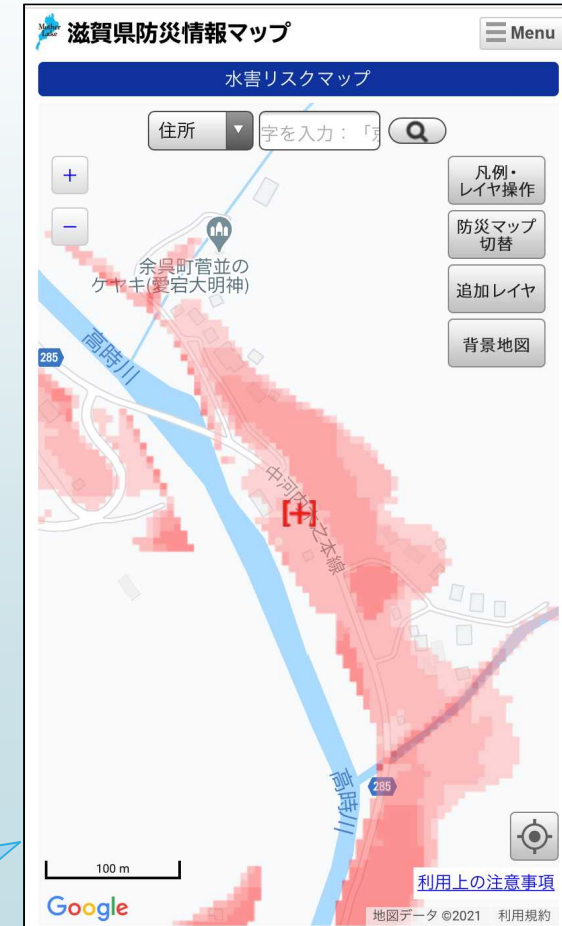
### PDFデータの拡大表示イメージ



防災情報マップでの表示イメージ（右図「家屋水没発生確率図」の赤色着色を一色にするイメージ）

### 公表のスケジュール（案）

R2年度内	まずPDFデータ（「安全な住まい方重点エリア」の説明&市町ごとの地図）をホームページで公表。当部会からの「提言」と併せて、知事の記者会見やマスコミへの情報提供で周知する。また、市町や宅地建物取引業者にも情報提供する。
R3年度	滋賀県防災情報マップで、選択すれば「安全な住まい方重点エリア」を表示できるようにする。



## 5. 今後の予定

時期	内容
2月下旬	提言を踏まえた取組案の検討
3月上旬	土木交通・警察・企業常任委員会において、部会での取組案の検討状況を報告
3月22日	滋賀県流域治水推進審議会において、部会からの提言提出および検討した取組案を報告
4月以降	取組案に基づき取組を実施